

葛城市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・  
認知症施策推進計画策定等業務委託に係る公募型プロポーザル審査実施要領

### 第1. 選考方法

選考は、葛城市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定等業務委託に係る公募型プロポーザルに係る事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において、まず一次審査で書類審査を実施する。その結果をもって二次審査のプレゼンテーション審査を行い、合計得点の高い者から順に受託候補者及び次点候補者とする。

### 第2. 一次審査（25点満点）

審査は、委員会事務局（介護保険課・地域包括支援課）において以下のとおり書類審査を行い、配点点数の上位4位を選定する。ただし、参加申込書の提出が4者を超えない場合は、すべての者を二次審査の対象とする。

#### ①業務実績（5点満点）

評価項目		配点	評価の視点及び評価方法	
【様式3】 受注実績調 書	計画策定に 関する実績	5	老人福祉法及び介護保険法に基づく 第8期（令和3年度～令和5年度） 以降の介護保険事業計画の策定に関 する業務実績件数	1件につき1点 （最大5点）
計		5		

#### ②業務体制・実務経験（10点満点）

評価項目		配点	評価の視点及び評価方法	
【様式5】 業務実施体 制表	業務責任者	5	業務責任者または業務担当者として 第8期（令和3年度～令和5年度） 以降の介護保険事業計画の策定に従 事した業務実績件数	1件につき1点 （最大5点）
	業務担当者	5	業務担当者として第8期（令和3年 度～令和5年度）以降の介護保険事 業計画の策定に従事した業務実績件 数	1件につき1点 （最大5点）
計		10		

#### ③価格点（10点満点）

評価項目	配点	評価の視点及び評価方法	
【任意様式】 見積書	10	見積価格（令和7年 度と令和8年度の合 計金額）について、 右記の式により算出 する。	1位（最低見積価格）を10点 2位以下については、 最低見積価格／当該事業者見積 価格×10点（小数点以下切り捨 て）
計	10		

### 第3. 二次審査（75点満点）

一次審査により選定された者によるプレゼンテーション審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から受託候補者、及び次点候補者を選定する。

対 象：企画提案書に沿ったプレゼンテーション及び質疑応答

評価方法：審査会において、各審査員（1人につき75点満点）がプレゼンテーションの各項目を審査評価し、その平均点（小数点第3位を四捨五入）を二次審査の得点とする。

評価項目	配点	評価の視点	
【様式】 企画提案書	①業務体制、業務工程	10	仕様書の業務内容を的確にとらえ、適切な業務工程及び作業スケジュールが設定されているか。本市の要請や協議に対し柔軟に対応する体制がとられているか。
	②調査及び分析の手法	20	調査実施への支援内容が明確であり、計画策定に資する調査票作成への具体的な提案がなされているか。調査結果と各種データを用いた効果的な分析方法が複数示され、調査と計画の連動性について提案されているか。
	③現行計画の検証	10	現行計画の進捗、主要な課題の整理、新たな課題の検証を行うための支援、また計画案への活用方法が具体的に提案されているか。
	④計画策定支援	10	葛城市の地域特性や関連計画が把握され、国・県や近隣市町などの高齢者保健福祉、介護保険、認知症施策に関する政策動向について最新の情報を提供すると共に、認知症施策推進計画策定のための協議・検討に資する分かりやすい資料作成ができるか。
	⑤サービス見込量の的確な推計	15	必要な専門知識及び経験を有する人材を適切に配置し、地域包括ケア「見える化システム」を効果的に活用し、国の制度改正や本市の実績（認定率、受給率、給付状況等）をふまえた的確なサービス見込量推計の支援を行う体制がとられているか。
	⑥計画書作成についての提案	10	分かりやすく市民に伝わる計画書案（本編・概要版）の構成や体系、デザインについて、策定に携わった自治体の事例などを踏まえ、具体的に提案されているか。
計	75		

【採点基準表】

評価	基準	採点基準
5	特に良い	配点×1.0
4	良い	配点×0.8
3	標準	配点×0.6
2	やや劣る	配点×0.4
1	劣る	配点×0.2
0	評価対象外	0

#### 第4. 二次審査（プレゼンテーション）の内容

- ①審査日：令和7年5月29日(木)予定（別途連絡）
- ②場 所：葛城市役所（別途連絡）
- ③出席者：1 提案者4名以内
- ④実施時間：1 提案者30分以内（提案20分、質疑応答10分）  
※事前準備・片付けに係る時間は含まない。
- ⑤提案内容
  - ・葛城市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定等業務委託本実施要領の「6（5）企画提案書作成要領」にある内容に沿ってパワーポイント等において表現すること。（補足資料の投影は可能とするが、紙面での追加配布は認めない。）
- ⑥プレゼンテーションの順番
  - ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順番とする。
- ⑦その他
  - ・モニター及びHDMIケーブルは市で準備するが、パソコン等必要な機器及びインターネット通信環境は、提案者が準備すること。
  - ・社名が特定できるような名札等を身につけないようにし、社名への言及や、配付資料・投影する資料等に社名が特定できるロゴ等を出さないこと。
  - ・遅刻又は欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなす。

#### 第5. 受託候補者選定に関する特記事項

- ①最低基準点
  - ・一次審査及び二次審査の合計点の満点（100点）の6割（60点）を最低基準点とし、最高得点者が最低基準点に満たない場合は、受託候補者を選定しない。
- ②参加者が1者となった場合の取り扱い
  - ・参加者が1者となった場合でも一次審査及び二次審査を行い、最低基準点を満たした場合は、当該参加者を受託候補者に決定し、その旨を通知する。
- ③一次審査及び二次審査の合計点が最高点で同点の者が2者以上の場合の取り扱い
  - ・当該提案者それぞれの二次審査の得点が異なる場合、二次審査の得点が高い者から順に受託候補者及び次点候補者を選定する。
  - ・当該提案者それぞれの一次審査の得点及び二次審査の得点と同じ場合、くじ引きにより、受託候補者及び次点候補者を選定する。